

(要領様式第1号)

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（令和3年条例第63号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

松本市公告第222号

令和6年8月28日

松本市長 臥 雲 義 尚

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第41条第1項	事業計画概要書	○
(2) 条例第45条第2項 (第45条第6項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第47条第1項	事業計画書	
(4) 条例第50条第4項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第54条第2項	最終見解書	
(6) 条例第56条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項	内 容(該当する項のみに記載する)	
条例第41、45、47、50、54、56条	①氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	直富商事株式会社 代表取締役 木下 繁夫 長野県長野市大字大豆島 3397 番地 6
	②廃棄物の処理施設の設置の場所	①長野県松本市大字笹賀 5652 番地 76 ②長野県松本市大字笹賀 5652 番地 84
	③廃棄物の処理施設の種類	①②中間処理（圧縮・結束施設）
	④処理を行う廃棄物の種類	①廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず、紙くず（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。） ②廃プラスチック類 以上、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
	⑤廃棄物の処理施設の処理能力	①圧縮・結束施設 廃プラスチック類 900t/日 (90t/h : 10 時間稼働) 金属くず 1149t/日 (114.9t/h : 10 時間稼働) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 1178t/日 (117.8t/h : 10 時間稼働) 紙くず 917t/日 (91.7t/h : 10 時間稼働) 木くず 704t/日 (70.4t/h : 10 時間稼働) ②圧縮・結束施設 廃プラスチック類 2t/日 (0.2t/h : 10 時間)
条例第41、45条	⑥周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 南原町町会 島立南栗町町会 (根拠) 松本市廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第3第1項(5)
	⑦関係住民の範囲及びその根拠	(範囲) 周辺地域の住民 周辺地域内に事業所もしくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業、漁業を営む者 (根拠) 松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第36条第2項

	⑧関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	第1回（日時）令和6年10月11日（金）午後7時から （場所）直富商事株式会社 松本営業所 （長野県松本市笹賀 5652 番地 76） 第2回（日時）令和6年11月1日（金）午後7時から （場所）直富商事株式会社 松本営業所 （長野県松本市笹賀 5652 番地 76）
	⑨事業計画概要書（事業計画概要説明会終了報告書）の縦覧場所、期間及び時間	（場所）長野県松本市島内 7576-1 松本市 環境エネルギー部 廃棄物対策課 （期間）令和6年9月27日（金）まで （土日・祝日その他市の休日を除く。） （時間）午前8時30分から午後5時15分まで

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第42条	○第41条第2項の関係住民 ○事業計画概要書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○周辺地域の範囲 ○関係住民の範囲及びその根拠 ○関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会の開催日時及び場所	19号	○提出期限 令和6年9月27日（金） ○提出先 〒390-0851 松本市島内 7576-1 松本市環境エネルギー部 廃棄物対策課
	第45条	○第44条第1項の対象関係住民	○事業計画概要説明会終了報告書の内容	22号	○提出期限 年月日（） ○提出先
	第49条	○第44条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○事業計画について	24号	○提出期限 年月日（） ○提出先 ○写しの提出先
	第51条	○第44条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○見解書について	22号	提出期限 年月日（） 提出先

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・ 条例第49条の規定に基づく意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した方の住所（地番の部分に限る）、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ縦覧されます。
- ・ 提出書類はいずれも日本産業規格A列4番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。